

**「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」
の見直しについて**

平成27年9月14日
電気通信事業政策部会

1 経緯

- 平成27年6月18日(木)、総務大臣から情報通信審議会に対して、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しについて諮問。
- 情報通信審議会において、平成27年6月19日(金)から7月21日(火)までの間、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正案についてパブリックコメントを実施。

2 結果

提出意見なし。

ガイドライン改正案の概要

実態調査によって得られた設備保有者や認定電気通信事業者(以下、「事業者」という。)からの意見等を踏まえ、電柱等の設備の提供・使用に係る当事者間の業務の一層の円滑化を図るため、ガイドラインの一部を改正する。

(1) 設備の撤去又は移転の必要が生じた場合の事業者への通知について

- ◆ 実態調査においては、電柱の移転等の必要が生じた場合における設備保有者から事業者に対する早期の通知や情報提供を求める意見が、事業者から複数提出されている。
- ◆ 設備の撤去又は移転の必要が生じた場合における設備保有者から事業者への通知が早期になされることは、その後の移転工事等を円滑に進めていくため、設備保有者と事業者の双方にとって有益である。
- ◆ 以上を踏まえ、設備の撤去又は移転の必要が生じた場合には、設備保有者が事業者に対して速やかにその旨を通知すべきとする規定を第7条に追加する。

(2) 設備保有者が定める手続の遵守について

- ◆ 実態調査においては、不要設備の撤去や必要書類の提出等の契約等において定められた手続の事業者による遵守を求める意見が、設備保有者から複数提出されている。
- ◆ 電柱等の設備の円滑な共用を確保する観点からは、あらかじめ当事者間で合意された手続については、当然遵守されるべきである。
- ◆ 以上を踏まえ、既にガイドラインに規定されている設備関係法令や設備保有者が定める技術基準等に加え、設備保有者が適正に定め、契約等においてあらかじめ明示した手続についても、事業者が遵守すべき事項である旨の規定を第10条に追加する。

(参考) 平成27年度以降のガイドラインの運用の見直しについて

- 平成27年度調査においては、過年度の調査結果が安定的に推移している状況を踏まえ、調査対象者の作業負担も考慮して、①事業者に対する「申請・利用等実績」に係る調査、②設備保有者に対する「設備保有・提供数」等に係る調査は見送ることとし、③双方に対する「ガイドラインに関する意見・要望」に係る調査のみを実施する。
- 平成28年度調査においては、上記①②も含め、平成26年度までの調査と同様の調査を実施し、回答状況や調査結果を踏まえ、平成29年度以降の調査の間隔について改めて検討を行う。

調査対象	調査項目	平成26年度まで	平成27年度	平成28年度
事業者	①申請・利用等実績	○	×	○
設備保有者	②設備保有・提供数 調査申請件数、使用申請件数 貸与件数、拒否件数	○	×	○
事業者 設備保有者	③ガイドラインに関する意見・要望	○	○	○

参 考

(以下、平成27年6月18日電気通信事業政策部会資料より抜粋)

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の概要

1 制定の経緯

- 平成12年11月、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備を促進するため、IT戦略会議・IT戦略本部合同会議(当時)において「線路敷設の円滑化について」(基本方針)をとりまとめ。
- これを受け、総務省、経済産業省及び国土交通省において協議を行い、電気通信審議会(当時)への諮問等を経て、平成13年4月1日から「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(総務省告示)を施行。

2 目的

- 認定電気通信事業者(以下「事業者」という。)(注)による光ファイバ網の整備等のため、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者その他の公益事業者(以下「設備保有者」という。)が保有する電柱・管路等の既存のネットワーク空間の提供に係る制度を整備。
(注)電気通信事業法に基づき、他人の土地等の使用权(公益事業特権)を必要とする電気通信事業者として総務大臣の認定を受けた者。

3 主な内容

- 電柱・管路等の貸与に関する基本原則(公正性、無差別性、透明性、効率性)、標準的な取扱方法(貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間、貸与の対価等)等、設備保有者及び事業者が遵守すべき事項について規定。

4 その他

- ガイドラインについては「設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて毎年4月1日に見直しを行う」(ガイドライン附則)(過去5回改正)。
(参考)電柱への共架に関する「一束化」に関する規定の追加(2002)、支線の共用等に関する規定の追加(2003)、使用可能時期の照会に対する回答努力義務等の規定の追加(2004)、効率性の原則等の規定の追加(2007)、対象設備として鉄塔等の追加(2010)。
- 設備使用の進展の程度等について把握するため、毎年、電柱・管路等の貸与実績に関し、設備保有者及び事業者に対して実態調査を実施。

1 実施時期等

平成26年11月から平成27年1月までの間、電柱・管路等の貸し手(設備保有者)及び借り手(事業者)に対し、アンケートを実施。

2 アンケートの内容

(1) 貸し手(設備保有者)

① 対象者

- ・電気通信事業者:自ら電柱・管路等を保有する主要事業者(7事業者)
- ・電気事業者 :一般電気事業者(10事業者)
- ・鉄道事業者 :JRグループ(7事業者)、日本民営鉄道協会(16事業者)

② 調査内容(対象期間:平成26年1月1日～平成26年12月31日)

- ・貸与件数
- ・事業者からの調査申請及び使用申請への対応状況
- ・貸与を拒否した件数の理由別内訳

(2) 借り手(事業者)

① 対象者

- ・認定電気通信事業者

② 調査内容(対象期間:平成26年1月1日～平成26年12月31日)

- ・設備保有者に対する調査申請及び使用申請状況、設備の貸与を受けた実績

意見の概要	総務省の考え方
<p>第1条関係(適用対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該設備に携帯電話の基地局の空中線を設置する事業者を提供する場合のみが該当とあるが、携帯電話限定を解除すべき。 	<p>携帯電話の基地局を設置する鉄塔等については、移動網を構築するに当たっては業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となること、鉄塔等の共用ができずに当該エリアでのサービス提供が不可能となった場合には利用者の利益の阻害につながることを踏まえ、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日情報通信審議会答申)における提言を受けて、ガイドラインの対象設備に追加されたものである。</p> <p>ガイドライン適用対象の追加は、線路敷設基盤の有効活用だけでなく、設備競争の促進や利用者利便の向上等についても勘案した慎重な検討を要するものであり、現時点では、携帯電話の基地局以外の空中線について適用対象を拡大する必要性はないものと考える。</p>
<p>第1条関係(無差別性の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備所有者の関連会社も事業者と同等であることを明確にすべき。 	<p>ガイドライン第1条第4項第2号は、「設備保有者は、事業者に設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により、差別的な取扱いをしない」ことを設備の提供に当たっての原則として定めている。</p>
<p>第1条関係(効率性の原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 電柱所有者が変更になった場合について、手続きの簡易化に努めるとする規定を追加すべき。 	<p>設備保有者は、事業者に電柱・管路等を提供するに当たり、区間又は場所の空き状況や事業者の設置しようとしている伝送路設備の技術基準への適合性等に照らし、貸与が可能かどうかを判断するために事業者に求める必要書類の提出に関しては、ガイドライン第1条第4項第4号に掲げる効率性の原則にのっとり、電柱添架のWEB申請のシステム化をはじめ、手続の簡素化及び効率化の取組がなされてきている。</p> <p>具体的にどのような簡素化に努めるかについては、該当設備の設置目的や状況、関係法令等にも照らし、一義的には設備保有者の判断に委ねられるべきであるものと認識している。</p>
<p>第2条関係(調査回答期間の短縮等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の調査回答期間「二箇月以内」を短縮すべき。 新設電柱で且つ少数の共架申込については回答期間を考慮すべき。 	<p>ガイドライン第2条第1項中の「原則として2箇月以内に提供の可否を回答」という規定に対応し、設備保有者のほとんどが自ら定め事業者に提示している標準実施要領において、調査回答期間を2箇月以内と定めており、特に電柱の貸与については当該期間を1箇月以内としている場合も見られる。</p> <p>一般的には調査回答期間は短いほど望ましいと考えられるが、調査回答期間の短縮化は設備保有者にも負担となり得ることから、現段階では、引き続き当該期間についての実態把握に努めていく必要がある。</p> <p>また、設備保有者に対して、新規建柱に当たり、共架を前提とした強度設計や他の事業者への共架等を義務付けることは、設備保有者に対して過度な負担を生じさせるおそれがあり適当ではない。</p>

意見の概要	総務省の考え方
<p>第3条関係(貸与拒否事由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備保有者によって異なる技術基準を統合すべき。 ・ 技術基準についてガイドライン上で明確化すべき。 	<p>電柱強度等の技術基準については電柱の設置目的(電気通信事業用、電気事業用、鉄道用)や関係法令、設置場所の地理的な要因など、個別具体的な判断が求められるものと認識しており、電柱強度に関する基準を一律に共通化することは困難と認識。</p>
<p>第3条関係(拒否理由通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「承諾しない理由の通知」だけでなく、「承諾条件の明示」についても、ガイドラインに追加すべき。 	<p>設備保有者に対し、貸与不可の通知に当たって「承諾条件の明示」を常に求めることは、設備保有者に過度の事務負担を生じさせる懸念があり、適当ではないと考える。</p> <p>なお、ガイドライン第3条第3項及び第4項は、期間を限定した使用承諾及び貸与拒否理由に関する追加説明について規定している。</p>
<p>第7条関係(移転等の事前予告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電柱保有者からの、計画的な移転(無電柱化に伴う抜柱等、大がかりで明らかにルート変更となる場合等)の要請時は、可能な限り速やかに情報提供を行うこととすべき。</u> ・ 移設等工事の事前予告の期限を設定すべき。 	<p>ガイドライン第7条第1項は、設備保有者又は正当な利益を有する第三者の事情により設備の撤去又は移転の必要が生じた場合の事前予告については、設備の提供に係る契約において明示するものとする旨を規定している。</p> <p>なお、一般論として、設備整備に当たっては関係事業者間において設備効率の最大化の観点からの事前の協議や調整が行われることが望ましい。</p> <p><u>今回の見直しにおいては、ガイドライン第7条を改正し、設備保有者又は正当な利益を有する第三者の事情により設備の撤去又は移転の必要が生じた場合の事前予告について、設備保有者が必要の生じた場合に速やかに事業者に対して通知すべき旨の規定を追加することとしたい。</u></p>
<p>その他(建柱時の配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備保有者が新規に建柱する際、事業者の共架を考慮して強度に余裕を持たせることとすべき。 ・ 広範囲での新規建柱などの際には、事業者の共架申込の受入れや設備保有者による補強を義務化すべき。 ・ 共架柱においては事業者毎の共架ポジションを確保するものとすべき。 	<p>設備保有者に対して、新規建柱に当たり、共架を前提とした強度設計等を義務付けることは、設備保有者に対して過度な負担を生じさせるおそれがあり適当ではない。</p> <p>なお、一般論として、設備整備に当たっては関係事業者間において設備効率の最大化の観点からの事前の協議や調整が行われることが望ましい。</p>

設備保有者からの実態調査における主な意見と総務省の考え方①

意見の概要	総務省の考え方
<p>第3条関係(貸与拒否事由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が道路占用許可その他の公物の占用等の許可の取得を行っていない場合を、貸与拒否事由に追加すべき。 	<p>通信事業者に対し、設備の使用の申込みの段階において、道路占有許可その他の公物の占有等の許可を既に取得していることを求めることは、通信事業者による線路敷設等の円滑化というガイドラインの目的を阻害するおそれがあり適当ではない。</p> <p>なお、ガイドライン第10条第3項は、設備の使用に当たっての事業者の遵守事項として、公物管理関係法令等に関する諸手続を適切に行うことを定めており、事業者においては必要な諸手続について当然のことながら責任を持って行うべきものと考えられる。</p> <p>また、ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する認定電気通信事業者の他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することを予定されたものであり、無断添架事業者による不法占有対策について規定することは予定されていない。</p>
<p>第5条関係(不要設備の撤去)</p> <ul style="list-style-type: none"> 撤去・移転期日における事項に係る規定を追加すべき。 原状復帰できない場合の規定を追加すべき。 事業者(共架設備の所有者)が廃業した場合における設備の継承について、規定を追加すべき。 総務省において、事業者に対して不要設備の撤去についての指導を行うべき。 既存事業者及び新規事業者に対して自主的な撤去を確実に実施いただける仕組みを整備すべき。 やむを得ず残置された設備の撤去に係る費用を、当該事業者等に負担いただく仕組みを整備すべき。 	<p>ガイドライン第5条第5項において、事業者は、設置した伝送路設備が不要となった場合は速やかに当該伝送路設備を撤去するものと定めており、事業者においては自らの設備について当然のことながら責任を持って対応すべきものとする。</p> <p>なお、ガイドラインは、電気通信事業法第128条第1項に規定する認定電気通信事業者の他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することを予定されたものであり、本ガイドラインに基づいて残置された伝送路設備等に関して行政処分や行政指導を行うことは予定されていない。</p> <p>一義的には当事者間で解決されるべき問題と考えるが、総務省においても関係法令に従った対応を進めて参りたい。</p> <p>今回の見直しにおいては、ガイドライン第10条第2項を改正し、「設備保有者が適正に定めた手続」についても事業者の遵守事項である旨を明確にすることとしたい。</p>
<p>第10条関係(事業者の遵守事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝送路設備の設置に伴う設備保有者への完了報告について、事業者の遵守事項であることを規定すべき。 	<p>今回の見直しにおいては、ガイドライン第10条第2項を改正し、「設備保有者が適正に定めた手続」についても事業者の遵守事項である旨を明確にすることとしたい。</p>

設備保有者からの実態調査における主な意見と総務省の考え方②

意見の概要	総務省の考え方
<p>その他(適用対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者については、ガイドラインの対象から外すべき。 ・ 賃貸を専らの目的として建設し保有している鉄塔については、電柱・管路ガイドラインの適用対象から、明示的に除外すべき。 	<p>ガイドラインは、事業者による線路敷設の円滑化を目的としており、電気通信事業の用に供されるものである限り、設備の目的如何にかかわらず、賃貸を目的とした鉄塔も引き続き対象とすることが適当であると考えます。</p> <p>また、鉄道事業者についても、一定の貸与実績が継続的に認められるところであり、引き続きガイドラインの対象とすることが適当であると考えます。</p>
<p>その他(債務履行担保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備保有者が電柱・管路等の利用に関し負担すべき金額の支払を怠るおそれがあると判断した場合には、事業者に対し利用設備数に応じた預託金、連帯保証人の設定等の債務の履行の担保を求めることができる、とする規定を追加すべき。 	<p>事業者による線路敷設等の円滑化というガイドラインの目的に照らせば、経理的基礎を含めた審査を経ている認定電気通信事業者に対し、設備の使用に当たって、預託金の支払や連帯保証人の設定等を求めることについては、慎重な対応が必要なものであると考えます。</p> <p>なお、ガイドライン第11条第1項は、事業者が自己の責に帰すべき事由により、設備の提供に係る契約に違反した場合は、当該契約を解除することができる旨を定めている。</p>
<p>その他(実態調査の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本実態調査に基づき、諸制度の改正を行う予定がないのであれば、本実態調査を廃止すべき。 	<p>設備の貸与実績が増加傾向にある一方で、調査申請に対する提供不可件数が依然として低下する傾向には至っていないことを踏まえれば、本実績調査は引き続き設備使用の状況を把握する上で必要なものであり、設備保有者と事業者の双方の協力を得ながら継続していく必要があると考えます。</p> <p>なお、必要な調査の実施と、設備保有者及び事業者の事務負担の軽減との両方を確保する観点から、来年度以降の調査については調査項目の絞り込みなどの必要な見直しを行うこととしたい。</p>